



空き家 バンクの 補助金

伊那市では、空き家バンク登録物件の増改築工事や家財等の搬出・清掃に利用できる、
空き家所有者向けの補助金制度と、
空き家バンク登録物件を取得した際に利用できる、
利用者向けの補助金制度があります。
それぞれの補助金制度や要件等についてご紹介します。



空き家所有者向けの補助金制度



空き家バンク登録促進補助金

- ① **増改築等**にかかる経費の10分の2
(最大 **75 万円**) を補助
- ② **家財等の搬出・清掃**にかかる経費の
最大 **15 万円**までを補助

※申請期限は、空き家バンク登録申請日から3年以内です。
※補助金を受け取った日から、5年以内に当該物件を取り壊したり、担当不動産事業者以外での売買・賃貸契約が成立する等、空き家バンク制度の要件から外れた場合には、補助金を返還していただく場合があります。
※登録促進補助金は、事業開始前後の写真や見積書、領収書等が必要となります。補助金申請をお考えの方は、事業着手前にご相談いただくと安心です。

空き家バンク成約報奨金

- ③ 空き家バンク登録物件の**契約成立後**に
報奨金 **10 万円**を支給

※申請が必要です。申請期限は、空き家バンク登録物件の売買又は賃貸の契約後1年以内です。
※成約報奨金は、平成28年4月1日以降に登録された物件に適用されます。



利用者向けの補助金制度



空き家バンク利用促進補助金

- 右の要件のすべてに該当する方の**空き家バンク登録物件の取得**や**増改築**にかかる経費の10分の2
(最大 **75 万円**) を補助

※補助金を受け取った日から5年以内に当該物件から住所を有しなくなった場合、補助金を返還していただく場合があります。
※取得の場合は、取得から2年以内、増改築の場合は、事業着手前を原則とし、特別な事情があるときは、取得から3年以内を期限とします。

【要件】

- 1 空き家バンクに登録された物件を取得した者
- 2 当該物件に住所を有し、定住する意思が認められること
- 3 物件の所有権を有する者が15歳以上45歳以下の者、又は15歳以上45歳以下の配偶者を持つ者、又は同居する中学生以下の子を持つ者
- 4 自治会に加入し、地域活動に参加する意思が認められること

お問い合わせ

伊那市役所 地域創造課

〒396-8617 長野県伊那市下新田3050番地

E-mail jkz@inacity.jp H P <https://www.ina-akiyabank.jp>

TEL 0265-78-4111 (内線 2253)

Facebookページ <https://www.facebook.com/174akiyabank/>

伊那市では、空き家の利活用による移住・定住の促進を目的として「空き家バンク制度」を導入しています。空き家所有者の方（空き家を売りたい・貸したい、もしくはお悩みの方）、空き家を買いたい・借りたい方、まずは、お気軽にご相談ください。

空き家所有者



空き家を売りたい・貸したい人
に行ってください

① 登録申請

空き家バンク制度を利用したい方は、登録申込書等の申請書類を伊那市役所へご提出ください。

③ 物件調査（現地立会）

所有者の方にお立会いいただき、市役所担当者が間取りや家屋の状態の確認および聞き取り、写真撮影を行います。物件調査後、伊那不動産組合へ媒介契約締結の依頼を行います。

④ 媒介契約

伊那不動産組合加盟の担当不動産事業者から連絡が行き、売却価格または家賃等を決定し、媒介契約を結びます。

※増改築
※家財等の搬出・清掃
→空き家バンク登録促進補助金申請
詳しくは裏面を参照ください

農地付き物件の売買について

空き家バンクの登録物件に農地を付属して売りたい場合には、農業委員会に必ず相談をしてください。農地付き物件を購入する場合にも面積や諸条件により、必要な手続きや掛かる期間が変わりますので、農業委員会にご相談ください。

伊那市農業委員会 事務局
0265-78-4111（内線2861・2862）

⑧ 売買・賃貸借契約

→空き家バンク成約報奨金申請
詳しくは裏面を参照ください

空き家バンク



伊那市役所の行うこと

② 申請書類審査

申請書類の内容確認および家屋図面調達等の後、物件調査の日程調整のご連絡をいたします。

③ 物件調査

④ 媒介契約

⑤ 空き家バンク登録 物件情報掲載

媒介契約締結の連絡を受けて、空き家バンク登録が完了します。物件情報が、伊那地域空き家バンクホームページや伊那市移住・定住相談窓口Facebookページに掲載されます。

⑦ 現地案内・交渉

気になる物件があれば、担当不動産事業者に連絡し、必ず物件の見学（内覧）を行った上で売買もしくは賃貸借契約を行ってください。

⑧ 売買・賃貸借契約



空き家バンク

不動産事業者の行うこと



バンク制度 のご案内

利用希望者



空き家を買いたい・借りたい人
に行ってください

⑥ 物件の閲覧

伊那地域空き家バンクホームページやFacebookページにアクセスし、気になる物件がないか確認してみましょう。情報更新は不定期なので、マメな閲覧がおすすめです。



空き家バンクホームページ



Facebookページ

⑦ 物件の見学

⑧ 売買・賃貸借契約

売買あるいは賃貸借契約の締結と合わせ、空き家バンク利用申込を行います。

→空き家バンク利用促進補助金申請
詳しくは裏面を参照ください

お問い合わせ

伊那市役所 地域創造課

〒396-8617 長野県伊那市下新田3050番地

TEL 0265-78-4111（内線 2253）

E-mail jkz@inacity.jp H P <https://www.ina-akiyabank.jp>

Facebookページ <https://www.facebook.com/174akiyabank/>



伊那地域空き店舗バンクホームページオープンしました！

詳しくは、伊那市商工観光部 商工振興課 商業労政係まで お問い合わせください。

<https://shop.ina-akiyabank.jp/>

TEL 0265-78-4111（内線 2431・2432）